

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 5 月 19 日 (金) 号外第 49 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (36) (会計指導課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

歳入金の納付に関し住民の利便性の向上を図るため、及び鳥取県八橋警察署の名称変更に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) コンビニエンスストアの店舗において納付することができる歳入（現行 県税のみ）に、使用料、手数料その他地方自治法施行令第158条第1項に掲げるものを加える。

(2) 出納機関を定めた別表第1中鳥取県八橋警察署の名称を鳥取県琴浦大山警察署に改める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成29年5月22日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(納付の方法)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者が収納する歳入金については、納入者が納入通知書に現金を添えて当該収納の事務の委託を受けた者のコンビニエンスストアの店舗（知事が指定するものに限る。）に納付することができる。</u></p> <p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>第18条第2項の規定によりコンビニエンスストアの店舗に納付するものを除く。</u>）は、払込書により領収の日又はその翌日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）に知事が指定する指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、払込期日について特約があるときは、当該払込期日までに払い込まなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>第18条第2項の規定によりコンビニエンスストアの店舗に納付するものに限る。</u>）は、知事が指定する指定金融機関の普通預金口座に払い込まなければならない。</p> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県琴浦大山警察署</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	機 関	職	略		鳥取県琴浦大山警察署	略	略		<p>(納付の方法)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者が収納する歳入金については、納入者が納入通知書に現金を添えて当該収納の事務の委託を受けた者のコンビニエンスストアの店舗（知事が指定するものに限る。）に納付することができる。</p> <p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>県税以外の歳入金に限る。</u>）は、払込書により領収の日又はその翌日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）に知事が指定する指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、払込期日について特約があるときは、当該払込期日までに払い込まなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>県税に限る。</u>）は、知事が指定する指定金融機関の普通預金口座に払い込まなければならない。</p> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	機 関	職	略		鳥取県八橋警察署	略	略	
機 関	職																
略																	
鳥取県琴浦大山警察署	略																
略																	
機 関	職																
略																	
鳥取県八橋警察署	略																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成29年5月22日から施行する。